

令和8年度

東京（部）浮棧橋改修工事
仕 様 書

第三管区海上保安本部
経理補給部経理課

1章 工事概要

| | |
|---------|--|
| 1. 工事件名 | 東京（部）浮棧橋改修工事 |
| 2. 施工場所 | 東京海上保安部船艇基地（東京都江東区青海 2-7-11） |
| 3. 施工概要 | 浮棧橋の老朽化に伴う舗装、係船柱、通風塔、その他附帯設備の改修を行う。 |
| 4. 履行期限 | 契約の翌日から令和8年12月28日まで |
| 5. その他 | 工事契約後、下記の管理事務所に着工予定、工程状況等の連絡を行うものとする。 ・管理事務所 東京海上保安部管理課 (〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階) 電話：03-5564-1118 ・発注者 第三管区海上保安本部経理補給部経理課営繕係 (〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 21階) 電話：045-211-1118 (2226) |

2章 一般共通事項

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 適用範囲 | (a) 本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 (b) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。 |
| 2. 設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3. 監督職員 | 監督職員とは、「支出負担行為担当官」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。 |
| 4. 疑義に対する協議 | 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。 |
| 5. 現場の納まりなどの関係による協議 | 現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。 なお、軽微な変更等で、請負金額の変更は行わない。 |
| 6. 諸 届 | 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。 また、これに要する費用も負担する。 |
| 7. 工事实績登録 | 請負金額が500万円以上の場合、請負者は、受注時は契約後10日間に、登録内容の変更は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日間に以内に工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。 |
| 8. 現場代理人及び主任技術者 | (a) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (b) 建設業法第26条に定める主任技術者（監理技術者）は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。 |
| 9. 工事現場の安全衛生管理 | (a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 (b) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。 |

| | |
|------------------|---|
| 10. 災害及び公害の防止 | <p>(a) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 公害の防止に努める。</p> <p>(3) 災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。</p> <p>(4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。</p> <p>(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。</p> <p>(b) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。</p> |
| 11. 臨機の処置 | <p>災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。</p> |
| 12. 養生 | <p>従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。</p> <p>工事中は、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。</p> |
| 13. 工程表 | <p>(a) 着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(b) 実施工程表を変更する必要がある場合は、速やかに変更し、監督職員に提出する。</p> |
| 14. 施工計画書 | <p>(a) 工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。</p> <p>(b) 施工計画書を変更する必要がある場合は、監督職員に速やかに報告し、業務等に支障がないように適切な措置を講ずる。</p> |
| 15. 施工図、現寸図見本その他 | <p>施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。</p> |
| 16. 職方への指示 | <p>13. 14. 15. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。</p> |
| 17. 材料 | <p>(a) 材料は、新品とし、19. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。</p> <p>(b) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。</p> <p>(c) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | (d) 調査を要する材料は、調査表を監督職員に提出して、承諾を受ける。 |
| 18. 材料搬入の報告 | 材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 28. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。 |
| 19. 材料の検査 | (a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。 |
| 20. 材料検査に伴う試験 | (a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。 (c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 (d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。 |
| 21. 施工 | 施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた 13. 14. 15. などに従って行う。 |
| 22. 技能士 | 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。 |
| 23. 施工の検査 | 監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。 |
| 24. 施工の立ち会い | 監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員が特に指示する場合。 |
| 25. 施工検査に伴う試験 | (a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。</p> <p>(b) 供試体の作製及び試験所等は、20. による。</p> |
| 26. 他工事との出合 | 他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。 |
| 27. 後片付け | 工事完成に際しては、建築物などの内外の後片付け及び清掃を行う。 |
| 28. 工事報告 | 工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。 |
| 29. 工事写真 | <p>写真は、工事前・工事中・完成とし、工程ごとに撮影する。</p> <p>撮影要領等は、「工事写真の撮り方（営繕工事写真撮影要領・同解説）」による。</p> <p>特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することが出来ない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。</p> |
| 30. 完成図書 | <p>工事完成後、次の(1)から(4)の内容をA4ファイルに整理し、2部（本部1部、管理事務所1部）提出する。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 完成図面(施工図は、A3版縮小版とする。電子データ「JW-CAD」含む。)</p> <p>(3) 試験成績表（材料品質証明及び保証書含む）</p> <p>(4) 工事写真（施工前、施工中、施工後及び完成写真）</p> <p>(5) その他監督職員が指示するもの</p> |
| 31. 竣工検査 | 現場代理人は検査に立ち会う。なお、検査指摘事項については受注者の負担において、適切な措置を講じなければならない。 |
| 32. 支払い | 支払いは1回払いとし、検査職員による検査合格後、速やかに第三管区海上保安本部経理補給部長あて請求書を提出すること。 |
| 33. CORINS（工事実績情報の登録） | 受注者は、請負金額が500万円以上の場合、契約締結後10日以内に、契約内容の変更は10日以内に、工事完成時は完成後10日以内に、それぞれ工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。（なお、請負金額2,500万円未満の場合は、変更時及び完成時の登録は除く） |

第三章 特記仕様

- | | |
|-------------|---|
| 1 工事概要 | (1) 東京海上保安部の浮棧橋の舗装について、表層部はがれ、ひび割れ等劣化が生じていることから舗装仕上げの改修を行う。また浮棧橋付属品の改修は図示のとおりとする。 |
| 2 作業準備 | (1) 施工は1/4区画ごとに行う。 (2) 仮設計画は浮棧橋利用者の安全確保を考慮して、行うこと。 |
| 3 舗装範囲 | (1) 図示のとおり浮棧橋全体の範囲を下地調整のうえ、エポキシ樹脂モルタルにより舗装改修を行う。 (2) 舗装改修に伴い既存シーリング撤去後、新設する。 (3) 側溝清掃に伴いグレーチング一時撤去し、清掃後復旧する。 |
| 4 通風筒交換 | (1) 図示のとおり既存スラブ上部既存通風筒を撤去新設する。 (2) アンカーは既存のままとする。 |
| 5 係船柱交換 | (1) 図示のとおり係船柱スラブ下部まで全撤去、新設する。 (2) 既存開口補強筋、鉄筋を切断しないように留意してコンクリート研りを行う。 |
| 6 係船柱補強 | (1) 係船柱の腐食部分をケレンのうえ、補強材を取り付ける。 (2) 使用する補強材、高さは図示のとおりとする。 (3) 補強材は、容易に外れることがないように強固に溶接する。 |
| 7 係船柱腕木天板交換 | (1) 使用する鋼板は、図示のとおりとする。 |
| 8 溶接作業 | (1) 現場溶接を行う場合は、溶接部の清掃を行い、溶接後の表面はできるだけ平滑に仕上げる。 (2) 溶接部の余盛りは、最小限に止める。 (3) 溶接作業中は、漏電、電撃、アークなどによる人身事故及び火災の防止処置を充分に行う。 (4) 溶接作業従事者は、JIS Z 3821 の CN-F（溶接技術検定における試験方法及び判定基準）による検定に合格したものとす。 (5) 溶接材料は、規格に適合する銘柄を使用する。 |
| 9 通風筒・係船柱塗装 | (1) 通風筒係船柱新設箇所はC種、係船柱補強箇所はA種、エポキシ樹脂+フッ素樹脂塗装(RC-III)とする。(塗装作業は、社団法人 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月版)に従って行うこと) |
| 10 その他塗装 | (1) ハッチ蓋、ガソリン計算機メーカーの塗替えはRB種、エポキシ樹脂+フッ素樹脂塗装(RC-III)とする。(塗装作業は、社団法人 日本道路協会 鋼道路橋 |

塗装・防食便覧」(平成17年12月版)に従って行うこと)

- (2) 係留ローラーの塗替えはA種、非特定化学物質型ターレット樹脂3回塗りとする。(塗装作業は、土木工事標準仕様書(令和6年3月版)に従って行うこと)
- (1) 施工に際しては、監督職員と十分に協議し、業務に支障をきたさないよう行うものとする。
- (2) 振動、塵埃等が発生する場合は養生方法等について事前に監督職員と協議する。
- (3) 別契約の関連工事については、監督職員の指示により、当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図る。
- (4) 改修工事にあたり、支障となる軽量防舷物等の既設附帯設備は、適宜取り外し、改修完了後、再取り付けを行うこと。
- (5) 浮栈橋はすべての区画に船舶が係留しているため、管理事務所と綿密に調整し、東京海上保安部の業務及び船舶の運用に支障を与えないよう留意すること。また、工事区画を適切に区切り、東京海上保安部職員の船舶及び浮栈橋内倉庫への導線確保に努めること。東京海上保安部の業務都合により、工事の一時中断等を申し入れがあった場合は柔軟に対応すること。
- (6) 発生材の処理
 - a) 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
 - b) 発生材のうち、特記により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等へ搬入を行った後、調書を監督職員に提出する。
 - c) a及びb以外のものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理促進要綱、その他の関係法令等に従い、適切に処理し、監督職員に報告する。
なお、特別管理産業廃棄物の有無は、特記による。
- (7) 基本方針
作業にあたっては、人身及び施設等の災害防止に万全を期し、以下に示す基本方針に従って作業を行う。
 - a) 労働安全衛生法、海上衝突予防法及び海上交通安全法等の関連法規を遵守する。
 - b) 人命尊重の精神に基づき、施工方法、設備状況、気象条件などの理由の如何に関わらず作業員の生命身体に危険があると判断された場合は速やかに作業を中止し改善を施す。
 - c) 保護具の着用、整理整頓等安全管理の基本事項を徹底すると共に、作業員の適性配置健康管理など有効的な安全教育を行う。
- (8) 安全衛生管理
作業実施に際しては、安全管理体制を確立し、安全計画、作業内容を徹底させると共に労働安全法等の諸法規を遵守し、人身及び施設の災害防止ならびに衛生に努める。
 - a) 毎日作業開始に先立ち、安全体操、安全ミーティングを行い安全作業の徹底をはかる。

- b) 作業員は、連絡者を配置し資格を要する作業には有資格者を配置する。
- c) 作業員には、安全帽、安全帯等作業に適した衣服や保護具を着用する。
- d) 作業前には使用機器類の点検を行い、不備なものは使用を禁止する。
- e) 作業場は常に整理整頓に努め、飛来防止・転落事故などの防止に努める。
- f) 作業員の健康管理に留意し、不適格者は就業させない。